

## 答 申

### 第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県監査委員（以下「実施機関」という。）が平成25年5月8日付け平25山監査第21号で行った公文書の非開示決定（以下「本件処分」という。）について、別表に掲げる審査会が開示すべきと判断した部分は開示すべきであるが、その余の判断は妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 公文書の開示請求

異議申立人は、平成25年4月27日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「平成25年4月19日付平25山監査第12号で通知された山口県職員措置請求の結果について、請求人から提出された文書及び請求人に発出された文書を除く監査に関する文書一式（具体的にどの様な監査が実施されたのかが判るもの）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、平成25年2月20日に異議申立人から請求のあった山口県職員措置請求に係る監査における復命書、議事録、会議資料、参照資料等（以下「本件公文書」という。）を特定した。

#### 3 実施機関の処分

実施機関は、本件処分を行うとともに、その旨を異議申立人に通知した。

#### 4 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成25年5月27日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、速やかに全部開示とするよう求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

本件処分の対象である住民監査請求については、地方公共団体の財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護することを目的とする制度であり、本件請求の対象である住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）についても、県政の主権者である県民全体の利益のために行ったものである。

そこで、この監査がどのような手段によりどのような議論を経て行われたかを県民に開示することは、県民に対する説明責任であり県民の権利であると考えられるが、監査の結果については、請求人及び県の主張を併記した上で、監査の結論を述べたものを公表しているのみであるため、その結論を導くに至った経緯や理由、手段や手法、

監査対象者や時間など、具体的な内容について監査の記録等を開示することが、県政の主権者である県民に対する義務であると考えます。

次に、条例の目的として、条例は県民の知る権利を保護し、説明責任を果たすことにより県民の県政への参加を促し、県政への理解と信頼を深めることで、公正な県政運営を実現することにあるが、この知る権利はもとより説明責任については、県がその諸活動の状況を説明することを県の責務として条例上位置づけたものであるとともに、県政は県民の信託に基づくものであり、県政を推進していく過程で作成、取得された情報を、主権者である県民に明らかにすることは当然の責務であると考えられ、意思形成過程における情報の積極的な公開が求められることは言うまでもないことであるとともに、本件監査については既に結果通知され終結した事務であり、公正円滑な議事運営に何ら影響を与えるものではない。

さらに、情報公開制度においては、あくまでも公開が原則であり、条例第11条各号の拡張解釈や実施機関の裁量権の濫用による意図的な非開示処分が行われるようなことは、決してあってはならない。

このような理由から、本件処分の非開示の理由については合理性が認められず、速やかなる全部開示を求めて異議申立てをするものである。

### 3 実施機関の理由説明に対する意見

実施機関から提出された理由説明書については、基本的な考え方として行政機関の円滑な運営に支障を与えることを懸念することが本件処分の理由であると解釈できるが、本件については既に監査が終了し住民訴訟も提起されておらず、監査委員や県の行政運営に対して何ら影響を与えるものではなく、監査における調査及び審議の過程を明らかにすることは、県民の知る権利を尊重し、県の諸活動について県民に説明する義務を全うすることで、県政の透明性の向上と公正な運営を図るとともに、その運営に対する県民の理解及び信頼を確保し、もって県民の県政への参加を一層促進するという条例の目的からして、県として当然の義務であると考えられる。仮に個人情報等、明らかに条例上の規制に該当する非開示情報があるとしても、部分開示が可能であり、さらには公開が原則である条例においては、何よりも公益上の理由が優先されるべきであり、県民への説明責任を果たし公正で民主的な行政運営に資するために積極的な情報開示が求められるものであるということを中心とした上で、各項目について個別に意見を述べる。

#### (1) 条例第11条第6号該当について

ア 実施機関は、監査に関する情報であることをもって情報公開により事業の円滑な実施を困難にすると述べているが、条例第11条第6号の規定が意図するところは、監査に関する情報を事前に公にすることにより、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握を困難にさせるおそれがあることから非開示情報として例示されたものであり、もとより開示決定に当たっては、単に条文にうたわれる字句により判断すべきものではなく、条文の趣旨から開示請求内容については個別具体的に判断されるべきものである。したがって、本件請求については、既に監査が終了し訴訟も提起されていない現在において、本件請求の対象となった監査に関する情報は同号には該当しないものである。さらには、監査によって調

査・審議された事実を明らかにすることは、県政の主権者たる県民に対する当然の義務・責任であり、行政運営上の理由により非開示とすることは実施機関の裁量権の濫用であると主張する。

イ 実施機関は監査結果については公表し、不服に対する手続も保障していると述べているが、これらはいずれも地方自治法（昭和22年法律第67号）上の規定であり、条例の開示とはその目的や意義を異にするものであるとともに、住民訴訟と情報公開は何ら関連性のないものであり、本件処分の理由として認められるものではない。ここで、監査結果の公表内容については、監査の結果のみを記述したものであり、いつ、誰が、どのような内容の調査をし、どのような議論をもって結論を見出したのかの経緯については明らかにされていない。例えば、本件監査における契約締結の方法について、県や周防大島町の主張内容から「補助事業者としての合理的な判断であると認められる。」と結論を述べているが、そこには監査請求人の主張を覆す監査委員の理論や判断は示されておらず、監査結果の公表内容からは、県の主張を一方向的に斟酌したものか、一定の議論をもって判断したものかは判別できないものであり、これをもって情報開示の必要性を否定することは、主権者たる県民に対する説明責任を否定したものであると言わざるを得ない。

ウ 実施機関は監査の公正性及び客観性の確保を非開示理由として述べているが、主権者たる県民からすれば、監査の公正性及び客観性を保つためにも積極的な情報開示が必要とされるものである。もちろん、実施機関が主張するように調査・審議の過程においては、厳正な調査結果を基に様々な角度から意見が出されると推測されるため、断片的に捉えると結果と相反するような矛盾点も生じる可能性は否めないが、果たしてそれをもって非開示の理由とすることは、県民への説明責任の観点から不十分であると主張する。なぜなら、仮に議論において矛盾点が生じたとしても、それは導き出される結論の要素となるか否かという問題であり、矛盾点は矛盾点として整理され説明されるべきものであり、結論が導き出された時点でその矛盾点の原因となった要素については理論上の有効性が消滅するものである。したがって、実施機関が懸念する誤解や非難等についても、それが県民の誤解や独善的な解釈であるならば、県民に対して説明を尽くすことにより解消されるものであると考えられるとともに、複雑な議論の経緯を有するからこそ、県民に対して十分な情報公開が必要とも言えるものである。実施機関の主張は県民の主権を否定するものであり、いわれのない非難等を危惧する実施機関の事情を保護することよりも、県民への説明責任を果たし公正で民主的な行政運営に資することが優先されるべきものである。

エ 実施機関は情報公開により監査のノウハウ等が明らかになると主張するが、そもそも監査は違法又は不当な公金支出等について行政機関として適切な措置を講ずることを求めるものであり、監査自体のノウハウ等は秘匿しなければならないほど高度で特別なものではなく、厳正なる調査・審議により、公正かつ客観的な観点から違法性等を判断することこそが求められるものである。監査のノウハウについて特に秘匿すべき理由が存在しない以上、条例の適用に当たっては、実施

機関の事務的事情を考慮するよりも、県民への説明責任を果たすことが優越すると考えられるものであり、秘匿すべき高度で特別なノウハウでない以上、公開すべきであると主張する。

また、監査の対象となる者は監査委員と同じ県の機関であり、実施機関が主張するように監査委員が秘匿すべきノウハウを有する機関であるとするならば、監査委員事務局の職員は他の部局から独立させない限り、物理的に監査のノウハウを秘匿することは不可能であるにもかかわらず、県では監査委員事務局職員も一般職員と同列の人事異動を行って自然的に監査のノウハウが流通する状況にありながら、監査のノウハウの秘匿性を主張することは矛盾するものである。

さらに、経緯や議論を含めた監査経緯を明らかにすることは、県民への説明責任に加え、県職員の能力維持にもつながり、結果的には再発を防止することにも結びつくものであると考える。このことは、本件監査において数々の不適切な事務手続きが指摘されながらも、山口県商工労働部労働政策課においては、本件監査請求の前段階における監査請求人からの指摘に対して「何ら問題なし」という回答をしており、事務及び事業実施における県職員の検査能力が一般県民よりも劣っているということを証明しているものであり、被監査者にとっても監査経緯の情報開示は必要かつ有益なものであると考える。

オ 実施機関は被監査者の協力により監査が成立することを主張するが、上記ウで述べたとおり、被監査者は監査委員と同じ県の機関であり、この主張は本末転倒であると言わざるを得ないものである。被監査者すなわち県の各機関は、いやしくも県民の信託を受けて行政運営に携わる者として主体的に監査に協力するとともに、県民や監査委員の指摘を受けるまでもなく、仮に違法性や不当性が存在するとしても、それを自ら是正し公正かつ効率的な行政運営に資する義務と責任を有しているものである。さらに、監査の実施に当たって被監査者において収集された情報についても、条例に基づき適切に開示されるべきものであり、このことをもって非開示の理由とされるべきものではないと主張する。

## (2) 条例第11条第8号該当について

実施機関は情報開示により監査委員の公正で円滑な審議が損なわれることを主張するが、条例第11条第8号の意図するところは、会議における議事運営について、その情報を公開することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、適正な意思決定手続を確保しようとする趣旨であるが、本件請求の対象である監査についての審議は既に終結したものであるため、情報開示により何ら本件監査の議事運営に影響を与えるものではないものである。

さらには、監査に限らず厳格な公平性が求められる行政運営においては、多様な利害関係が発生する県民からの一定の非難は避けて通れないものであり、いわれない非難等を危惧する実施機関の事情を保護することよりも、県民への説明責任を果たし公正で民主的な行政運営に資することが優先されるべきものである。また、実施機関は監査委員の意思形成過程における圧力を懸念しているが、公正で客観的な環境の下で厳正に審議されたことに対して、仮に理不尽な圧力がかかったとして

も、それは審議が公正で客観的であれば理論的に説明のつくことであるはずであるが、反面、監査は行政内部の機関による調査・審議であることから、行政側の立場に立った公正さを欠く裁決を求める有形無形の圧力も十分懸念されるものであり、いやしくも監査委員がそのような圧力の影響を受けていないということ、すなわち監査の公正性や客観性を県民に対して説明するためにも、監査における調査・審議の経緯についての積極的な情報開示が必要なものであると主張する。

#### 第4 実施機関の説明要旨

##### 1 非開示とした理由

###### (1) 条例第11条第6号該当（行政運営情報）

ア 住民監査請求に係る監査を行った場合には、その結果を監査結果報告書の形で請求人に通知するとともに、県報に登載し公表している。

この監査結果報告書には、結論だけでなく、監査の結果確認された事実や県の主張等、結論に至る情報も項目毎に論理的に整理して掲載、公表することで、必要な情報は開示している。

また、請求人は監査結果に不服がある場合、地方自治法第242条の2第1項の規定により、住民訴訟として裁判所に対し訴訟を提起することが認められ、不服に対する手続保障もされている。

イ 住民監査請求に係る監査の結果を決定するまでの間には、被監査者に対する監査、監査委員協議会における審議等を重ねて、監査委員の合議により決定されるものであり、監査等の過程において作成される本件公文書は、審議のための材料として作成される未確定、未成熟なものであり、暫定的なものである。このような事項は、監査委員協議会での審査、検討を経る必要があるため、そのままの形で監査の結果に引用されるとは限らない。

したがって、こうした審議のための材料を基に導き出された監査の結果については、監査委員の調査・審議における調査方針・調査結果、必要な情報を、論理的に整理していく審議の内容・過程が具体的に反映されている一方で、これら全てを逐一表現するものではないといえる。

監査結果の公表後、非開示とした本件公文書を開示したときに、公表された監査結果と本件公文書を比較した者が、本件請求の対象である住民監査請求における監査結果に現れた調査方針・調査結果、審議の内容・過程等の非開示部分に対する変遷の事実を捉えて、一貫性に欠けるとか、取り上げるべき問題点が取り上げられていない、十分な議論がつけられていない等の誤解をし、監査の公正さ、客観性に疑いを抱くような受け止め方をすることがあり得ると考えられる。

このような事態は、監査の結果に対する信頼を失わせ、監査委員の今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすこととなる。

また、公表された監査の結果と、非開示とされていた本件公文書を比較した者が、非開示とされていた本件公文書との単なる文章表現の相違等をことさらに指摘したり、あるいは、上記のような誤解を抱いた者が監査の公正さ、客観性について、いわれのない非難等をしたりするおそれがないとはいえない。

このような事態は、監査委員の自由かつ率直な意見交換に影響を及ぼし、今後の監査委員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものである。

異議申立人は、意思形成過程における情報を公開しても本件監査は既に結果通知され終結した事案なので公正円滑な議事運営に影響を与えないと述べている。しかし、事案終結後に開示請求がされた場合にあっても、上記のおそれは開示後に生じるものであるから、事案終結後の開示は公正円滑な議事運営に何ら影響を与えないという異議申立人の主張は当たらない。

ウ また、監査の過程における記録、諸資料等の詳細な情報が公になると、監査の着眼点や具体的手法、ノウハウが明らかになり、今後の監査への対応の手がかりを与えてしまうこととなる。すなわち、着眼点や力点、手段や手法、選択される監査対象者はだれか、対応準備の程度の目安である監査の深度を推し量れる所要時間等が明らかになるため、それらすべてを見据えて、被監査者が受検体制をとることが可能となり、かえって監査における必要な調査、情報の収集が困難になり、監査の実施効果が失われ、今後の監査事務の適正な執行に支障をきたすおそれがあり、ひいては今後の住民監査請求に係る監査実施を著しく困難にするおそれがある。

エ 監査の実施に当たっては、被監査者が、監査の目的を尊重し、監査委員限りで情報が活用されるものと信頼して、監査委員からの調査に応じて関係書類の提出や事情説明を行っている。

これらは被監査者の協力が得られない限り、監査委員が情報を入手すること自体が困難な情報であり、監査の実効性を高めるためには、被監査者の協力が必要不可欠である。

監査の過程において得られた情報が公になるのであれば、被監査者が収集した基礎資料や情報であって公表を予定せず相手方から提出されたものや、各種検討の中間段階における未成熟若しくは浮動的な認定、解釈、あるいは担当者の独自の見解や感想などが明らかとなって、被監査者に想定外の不利益が生じることが予想され、被監査者の協力を得ることが難しくなるおそれがある。

これらのことから、監査対象所属は、監査委員の調査に応じることに慎重となり、その後の監査業務においても、調査、聴取に際し、自由な発言を控え、協力が得難くなることが想定され、ひいては正確な事実の把握も、違法又は不当な行為の発見も困難になり、監査の適正な執行に支障を及ぼし、監査の結果を不十分なものととどめざるを得なくなるというおそれが生じる。

以上のことから、本件公文書は、本号に該当する。

## (2) 条例第11条第8号該当（合議制機関等情報）

監査委員の職務権限を定める地方自治法第199条は、その第11項において、「監査の結果に関する報告の決定又は…（中略）…意見の決定は、監査委員の合議によるもの」とされ、住民監査請求について規定する同法第242条においては、その第8項で、監査及び勧告についての決定は、監査委員の合議によるものとされ、この「合議」とは、監査委員全員が協議し、最終的には意見が一致する意味であるとされている。

これが求められるのは、住民監査請求における事柄の重要性とともに、訴訟の前審であることから慎重かつ公正な審議を必要とすることによるものである。

そして、合議の根幹とは、独断や誤りを恐れず、自由かつ率直に意見を出し合い、議論を尽くして適正な結論を導くということであるから、このような決定が公正になされるためには、監査委員には、自由な発言の場を確保することが要求されている。

異議申立人が異議申立ての理由の中で監査の記録等の開示を求めているが、これは調査の実施等に基づき最終的な意思形成を図った一連の合議に至る過程を記録したものとなる。これらを開示すると、上記1(1)イで示したように、公表された監査の結果と非開示とされていた本件公文書との比較から生じる誤解により、監査の公正さ、客観性について、いわれのない非難等をされるおそれがないとはいえない。

そうすると、自由かつ率直な発言の場を確保し、議論を尽くして適正な結論を導くための慎重かつ微妙な討論を必要とする意思形成の過程に対する様々な圧力が生じることが予想され、公正で円滑な議事運営が著しく損なわれ、将来の同種の調査あるいは審議に際して自由な意見の聴取あるいは意見交換が妨げられるおそれがある。

このことは、今後の監査委員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては今後の住民監査請求に係る監査実施も著しく困難にするおそれがある。そのことは、結局、住民全体の利益を保護することにも、また、県民全体の利益のためにも好ましからざる状況を招来することとなる。

以上のことから、本件公文書は、本号に該当する。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件公文書の内容及び性格

本件公文書は、平成25年2月20日に異議申立人から請求のあった山口県職員措置請求に係る監査における復命書、議事録、会議資料、参照資料等であり、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

また、当審査会は、インカメラ審理により、本件公文書が異議申立人が開示を求めている「具体的にどのような監査が実施されたのかが判るもの」に該当する公文書であることを確認した。

### 2 本件公文書を構成する個々の文書の文書名について

実施機関は、本件公文書の件名について、本件処分に係る公文書非開示決定通知書において「…監査に関する文書一式（具体的にどのような監査が実施されたのかが判るもの）」と記載するのみであり、また、理由説明書においても「山口県職員措置請求に係る監査における復命書、議事録、会議資料、参照資料等」と概括的に記載するに止めているなど、本件公文書を構成する個々の文書の文書名を明示していない。

これは、実施機関が本件処分に係る非開示理由として説明する「監査の過程における記録、諸資料等の詳細な情報が公になると、監査の着眼点や具体的手法、ノウハ

ウが明らかになり、今後の監査への対応の手がかりを与えてしまう」ことになるため、個々の文書の内容を推測させる文書名の明示をしなかったものと考えられる。

この点について当審査会が実施機関に説明を求めたところ、実施機関としては、文書名及び文書数についても、監査の過程における記録、諸資料等の一連の詳細な情報であり、条例第11条第6号に該当すると認められるものであること、また、監査の過程で被監査者及び関係人（以下「被監査者等」という。）から入手した情報は、文書名及び文書数も含めその全てにおいて任意の協力により提供された情報であることから、これらを明示することはできないとのことであった。

当審査会としては、実施機関が上記理由で文書名を明示していない限りにおいて、当審査会が本答申で文書名を明示することはできないが、当審査会の審査結果を説示するためには本件公文書を構成する各文書を特定する必要があることから、実施機関が理由説明書において概括的に記載した4つの文書群に分類される各文書に番号を付し、文書を特定することとした。

## 2 条例第11条について

### (1) 第6号について

条例第11条は、実施機関は、第6号に規定する「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であつて、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

ここで、「検査、監査、取締り等の計画又は実施細目」とは、立入検査、指導監査、漁業取締、税務調査、各種の監視・巡視等の事務又は事業における計画やその方針、内容等の情報をいい、「その他の事務又は事業に関する情報」とは、県の機関又は国等の機関が行う一切の事務又は事業に関する情報をいい、「円滑な実施を著しく困難にする」とは、経費が著しく増大し、又は実施の時期が大幅に遅れること、反復継続される同種の事務又は事業の実施が著しく困難になることなどをいうとされており、実施の目的を失わせる情報の具体例としては、漁業法、食品衛生法、建築基準法等の違反に対する取締りに関する情報や社会福祉施設の指導監査に関する調査書などが考えられている。

なお、「著しく困難にするおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「困難」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

### (2) 第8号について

条例第11条は、実施機関は、第8号に規定する「実施機関（知事、警察本部長、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人を除く。）、県の執行機関の附属機関その他これらに類する合議制機関等（県が設立した地方独立行政法人に設置されるものを含む。）（以下この号において「合議制機関等」と総称する。）

の会議に係る情報であって、公開することにより、当該合議制機関等の公正で円滑な議事運営が著しく損なわれるおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、合議制機関等が一般の行政機関と異なり、その意思形成に関して自由な発言の場を確保し、微妙な討議の過程を必要とする場合があるため、公開することにより、公正で円滑な議事運営が著しく損なわれるおそれがある情報を非開示とすることを定めたものである。

また、「著しく損なわれるおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単に「損なわれる」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

### 3 本件公文書について

#### (1) 復命書、議事録及び会議資料について

##### ア 文書1及び文書2

文書1は本件監査請求に関して実施機関が行った監査委員協議会の記録であり、会議の開催日時、出席者等に関する情報の部分と会議の内容を記録した部分で構成されている。

監査委員協議会は、住民監査請求において監査委員が適正な監査結果を導き出すための意思形成の場として機能することが求められるところであるが、当該公文書には、当該監査委員協議会の具体的な運営方法等の情報が含まれており、公開することにより、将来の同種の監査における被監査者等が、これらを踏まえた受検態勢をとることは十分に考えられ、結果として、監査の実効性の確保が困難になるなど、今後の監査事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると認められる。

また、当該監査委員協議会の開催日時等の情報については一般に公開されておらず、これらの情報を公開することにより、本件監査請求案件においてどの時点で監査委員協議会が開催されたかといったことから監査の進捗状況が明らかとなることから、同様に、今後の監査事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると認められる。

一方、文書2は文書1の監査委員協議会において審議に必要な資料として調製された会議資料であり、全体として、未成熟かつ暫定的なものであるといえることができる。

このような性格を持つ会議資料を公開すると、監査結果と比較した者が、実施機関が説明するような誤解をし、監査の公正さ、客観性に疑いを抱くような受け止め方をすることにより、監査結果に対する信頼を失わせ、結果として、将来の同種の住民監査請求に係る監査事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると認められる。

さらに、当該公文書には監査の実施における着眼点や力点、監査の具体的な

手段や手法、ノウハウと捉えることのできる情報も含まれており、公開することにより、将来の同種の監査における被監査者等が、これらを踏まえた受検態勢をとることは十分に考えられ、結果として、監査の実効性の確保が困難になるなど、今後の監査事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると認められる。

よって、本件公文書を構成する文書1及び文書2に記載されている情報は、全体として条例第11条第6号に該当することから、非開示が妥当である。

ただし、別表に掲げる「審査会が開示すべきと判断した部分」については、上記理由の該当性において「著しく」とは認められず、また、条例第11条第8号の非開示事項にも該当しないことから、開示が妥当である。

#### イ 文書3及び文書4

文書3及び文書4は、本件監査請求に基づいて監査委員が実施した監査の概要等を記録した文書であり、監査の実施結果等を供覧の方法で報告した部分とその内容を記録した部分で構成されており、監査委員と被監査者とのやりとりの記録を含むものである。

監査委員の職務権限を定める地方自治法第199条は、その第8項において「監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、…（中略）…関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め」ることができることとされている。しかし、同法の逐条解説によれば、関係人はこれに応ずる義務があることは当然であるが、応じない場合においてこれを強制することはできないとされている。したがって、監査委員の行う監査が円滑に行われるためには、関係人である被監査者の任意の協力が不可欠であるということができる。

被監査者は、監査結果が公表されることは認識していたとしても、被監査者自身が陳述した内容や提供した資料が、そのままの形で公開されることを前提として陳述や資料の提供を行っているものではないものと考えられる。

このため、このような情報を監査委員が一方的に公開すると、今後、監査委員が実施する同種の監査において、被監査者等が陳述や資料提供等を躊躇するなどの非協力的な対応をとることにより、監査委員が事実関係を的確に把握することが困難になるなど、今後の監査事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると認められる。

また、当該公文書には、監査の実施における着眼点や力点、監査の具体的な手段や手法、ノウハウと捉えることのできる情報も含まれており、公開することにより、将来の同種の監査における被監査者等が、これらを踏まえた受検態勢をとることは十分に考えられ、結果として、監査の実効性の確保が困難になるなど、今後の監査事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると認められる。

なお、文書3の表題部分の一部は監査の手法に関する情報であること、また、文書3及び文書4に記載されている日付けは監査の進行状況を示す情報であること、監査者及び被監査者の職氏名等についても監査の実施体制及び被監査者の対応状況を示す情報であることから、公開することにより、同様に、今後の監査事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると認められる。

よって、本件公文書を構成する文書3及び文書4に記録されている情報は、全体として条例第11条第6号に該当することから、非開示が妥当である。ただし、別表に掲げる「審査会が開示すべきと判断した部分」については、上記理由の該当性において「著しく」とは認められず、また、条例第11条第8号の非開示事項にも該当しないことから、開示が妥当である。

#### ウ 文書5及び文書6

文書5は文書1と同様、本件監査請求に関して実施機関が行った監査委員協議会の記録であり、会議の開催日時、出席者等に関する情報の部分と会議の内容を記録した部分で構成されている。

当該公文書には、上記3-(1)-アで説明したような情報が含まれており、公開することにより、同様に今後の監査事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると認められる。

さらに、当該公文書は、合議制機関の会議に係る情報が記録された部分が含まれている。

実施機関が理由説明書において引用する地方自治法第199条の規定と併せ、住民監査請求について定める地方自治法第242条は、その第8項において「監査及び勧告についての決定は、監査委員の合議によるもの」とされているところであるが、このように合議とされている監査委員協議会の協議内容が公開されることにより、将来の同種の住民監査請求に係る監査委員協議会において監査委員の発言の萎縮等による会議の硬直化が懸念され、自由かつ率直な意見交換の抑制につながるなど、合議制機関の会議における公正で円滑な議事運営が著しく損なわれるおそれがあると認められる。

また、当該監査委員協議会における監査委員の不確定的、個人的な見解までもが県民の監視、批判の対象とされることになれば、住民監査請求において監査委員が適正な監査結果を導き出すための意思形成の場としての機能が失われる危険性も十分に考えられ、結果として、合議制機関の会議における公正で円滑な議事運営が著しく損なわれ、これにより、今後の監査事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると認められる。

なお、当該監査委員協議会の開催日時等の情報については上記3-(1)-アで説明したとおり、同様に、今後の監査事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると認められる。

一方、文書6は文書5の監査委員協議会において審議に必要な資料として調製された会議資料であり、上記3-(1)-アで説明したとおり、同様に、今後の監査事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると認められる。

また、当該会議資料は、当該監査委員協議会における協議内容が推測されるものであり、当該監査委員協議会の協議の内容と密接に係る情報であることから、公開することにより、合議制機関の会議における公正で円滑な議事運営が著しく損なわれ、かつ、将来の同種の住民監査請求に係る監査事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると認められる。

よって、本件公文書を構成する文書5に記録されている情報は、全体として条

例第11条第6号及び第8号に該当し、また、文書6に記録されている情報は、全体として条例第11条第6号に該当することから、非開示が妥当である。

ただし、別表に掲げる「審査会が開示すべきと判断した部分」については、上記理由の該当性において「著しく」とは認められず、また、文書6に記録されている情報は条例第11条第8号の非開示事項にも該当しないことから、開示が妥当である。

#### (2) 参照資料等について

実施機関が参照資料等と分類している文書7は、本件監査請求に対して監査委員が行った監査において、地方自治法第199条第8号の規定に基づき、監査委員が被監査者に提出を求め、当該求めに応じて被監査者が任意に提出した文書である。

当該参照資料等は、被監査者が監査委員限りで当該情報が活用されるものと信頼して提供した資料等であり、監査委員がこうした協力・信頼関係に基づいて被監査者から入手したものであると捉えることができる。

このため、これら参照資料等を監査委員が一方的に公開すると、今後、監査委員が実施する同種の監査において、被監査者等が監査委員からの法的強制力を伴わない資料提出要求に対して慎重になり、場合によっては資料提供を控えるなどの対応をとることが懸念され、監査委員が必要な情報を入手すること自体が困難となることよって、結果として、監査事務の実施を著しく困難にするおそれがあると認められる。

また、当該参照資料等は、監査委員が監査のため必要があると認め、被監査者に対し提出を求めた文書であることから、これらの文書を公開することは、監査委員が本件監査請求に対して行った監査において、どのような着眼点で、どのような意図をもって提出を求めたのかという監査の手法を明らかにすることにつながるものである。

よって、本件公文書を構成する参照資料等（文書7）は、条例第11条第6号に該当することから、非開示が妥当である。

#### 4 その他

異議申立人は、監査の対象となる者は監査委員と同じ県の機関であり、実施機関が主張するように監査委員が秘匿すべきノウハウを有する機関であるとするならば、監査委員事務局の職員は他の部局から独立させない限り、物理的に監査のノウハウを秘匿することは不可能であるにもかかわらず、県では監査委員事務局職員も一般職員と同列の人事異動を行って自然的に監査のノウハウが流通する状況にありながら、監査のノウハウの秘匿性を主張することは矛盾するものであると主張する。

しかしながら、監査委員の選任及び兼職の禁止を定める地方自治法第196条第2項及び第3項の規定によれば、監査委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て、財務管理、事業の経営管理等に関し優れた見識を有する者及び議員のうちから選任することとされており、地方公共団体の職員からの選任を制限するなど、その独立性は確保されているというべきである。

また、県の職員である監査委員事務局職員には地方公務員法によって守秘義務や職務専念義務が課せられており、当該職員が知事部局等に異動することをもって自然的に監査のノウハウが流通するという異議申立人の主張を採用することはできない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等  
別紙のとおり

## 別表

文書番号	文書の分類	審査会が開示すべきと判断した部分
文書 1	復命書	1 ページ目の 4 行目から 6 行目まで、10 行目 1 文字目から 4 文字目まで、11 行目 1 文字目から 4 文字目まで、12 行目 1 文字目から 4 文字目まで、14 行目から 15 行目まで及び 20 行目から 21 行目まで
文書 2	会議資料	1 ページ目の 1 行目及び 3 行目から 4 行目まで 2 ページ目の 1 行目及び 4 行目から 8 行目まで
文書 3	復命書	1 ページ目の 5 行目 6 字目から 7 行目まで及び 15 行目から 16 行目まで
文書 4	復命書	1 ページ目の 1 行目から 10 行目の 3 字目まで、10 行目の 21 字目から 13 行目まで、19 行目から 20 行目の 9 字目まで及び 20 行目の 20 字目から 21 行目まで 2 ページ目の 1 行目
文書 5	議事録	1 ページ目の 5 行目から 6 行目まで、9 行目から 16 行目まで及び 18 行目
文書 6	会議資料	1 ページ目の 1 行目から 2 行目まで 9 ページ目の 1 行目から 2 行目まで 13 ページ目の 1 行目から 2 行目まで
文書 7	参照資料等	—

## (注)

- 1 ○行目とは、文字が記載されている行を一番上から 1 行目として、順次数え上げたものである。
- 2 ○字目とは、1 行中に記載された文字を左詰めにした場合、一番左の文字を 1 字目として順次数え上げたものである。なお、句読点、記号及び括弧はそれぞれ 1 文字とみなし、空白は除いている。

## 別紙

## 審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
平成25年 6月19日	実施機関から諮問を受けた。
平成25年 6月26日	理由説明書の提出を実施機関宛て依頼した。
平成25年 7月 8日	実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成25年 7月11日	実施機関から提出された理由説明書の写しを異議申立人宛て送付し、併せて意見書の提出を依頼した。
平成25年 7月25日	異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成25年 7月26日	異議申立人から提出された意見書の写しを実施機関宛て送付した。
平成25年12月19日	事案の審議を行った。
平成26年 3月24日	事案の審議を行った。
平成26年 4月28日	事案の審議を行った。
平成26年 7月28日	事案の審議を行った。
平成26年 9月 3日	事案の審議を行った。
平成26年10月28日	事案の審議を行った。
平成26年12月19日	事案の審議を行った。
平成27年 2月10日 ～18日	事案の審議を行った。
平成27年 2月23日	事案の審議を行った。
平成27年 3月23日	事案の審議を行った。
平成27年 4月30日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
高 松 恵 子	司法書士	
徳 田 恵 子	弁護士	
三間地 光 宏	山口大学教授	会長
森 永 敏 夫	公認会計士	
山 元 浩	弁護士	会長職務代理者

(平成27年4月30日現在)